

経 済 産 業 省

20150918商局第1号
平成27年10月8日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、平成27年12月1日から適用する。

なお、この通達による改正後の別表第十二表2中別紙200の2（H27）の中心周波数13.56MHz、27.12MHz、40.68MHz及び40.46MHz又は41.14MHzを使用する高周波ウエルダーの放射妨害波の許容値に関する表9及び表18の規定は、この通達の適用の日から平成32年6月10日までは適用しない。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(20130605商局第3号)【別表第十二関係】

(傍線部分は改正部分)

改正後				現 行			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表題	本文		基準番号	表題	本文	
J60065(H2 6) ~ J60228(H1 4)	(略)	(略)	(略)	J60065(H2 6) ~ J60228(H1 4)	(略)	(略)	(略)
J60238(H2 7)	ねじ込みランプソケット	JIS C 8280:2011+ 追補1(2014)	IEC 60238(2004), Amd.No.1(2008), Amd.No.2(2011)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60238(H2 5)	ねじ込みランプソケット	JIS C 8280:2011	IEC 60238(2004), Amd.No.1(2008)に対応 <u>平成30年11月30日まで有効</u>	J60238(H2 5)	ねじ込みランプソケット	JIS C 8280:2011	IEC 60238(2004), Amd.No.1(2008)に対応
J60238(H2)	(略)	(略)	(略)	J60238(H2)	(略)	(略)	(略)

0) ~ J60269-3-1(H14)				0) ~ J60269-3-1(H14)			
J60269-J1(H14)	低電圧ヒューズ - 第11部: A種、B種ヒューズ	JIS C 8269-11:2000	<u>平成30年11月30日まで有効</u>	J60269-J1(H14)	低電圧ヒューズ - 第11部: A種、B種ヒューズ	JIS C 8269-11:2000	
J60309-1(H23) ~ J60335-1(4版-H20)	(略)	(略)	(略)	J60309-1(H23) ~ J60335-1(4版-H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-1(H27)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部: 通則</u>	<u>JIS C 9335-1:2014</u>	<u>IEC 60335-1(2010)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-2(H20) ~ J60335-2-15(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-2(H20) ~ J60335-2-15(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-16(H27)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-16部: 食品くずディスポーザの個別要</u>	<u>JIS C 9335-2-16:2015</u>	<u>IEC 60335-2-16(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2011) に</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	求事項		対応				
J60335-2-16(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2 - 16部:ディスプレイの個別要求事項	JIS C 9335-2-16:2005	IEC 60335-2-16 (2002)に対応 <u>平成30年11月30日まで有効</u>	J60335-2-16(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2 - 16部:ディスプレイの個別要求事項	JIS C 9335-2-16:2005	IEC 60335-2-16 (2002)に対応
J60335-2-17(H20) ~ J60335-2-28(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-17(H20) ~ J60335-2-28(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-29(H27)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2 - 29部:バッテリーチャージャの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-29:2015</u>	<u>IEC 60335-2-29 (2002), Amd.No.1(2004), Amd.No.2(2009)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-29(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2 - 29部:バッテリーチャージャの個別要求事項	JIS C 9335-2-29:2004	IEC 60335-2-29 (2002)に対応 <u>平成30年11月30日まで有効</u>	J60335-2-29(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2 - 29部:バッテリーチャージャの個別要求事項	JIS C 9335-2-29:2004	IEC 60335-2-29 (2002)に対応
J60335-2-30(H20) ~ J60335-2-	(略)	(略)	(略)	J60335-2-30(H20) ~ J60335-2-	(略)	(略)	(略)

48(H20)				48(H20)			
<u>J60335-2-49(H27)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2 - 49部:食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-49:2015</u>	<u>IEC 60335-2-49(2002), Amd.No.1(2008)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-49(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2 - 49部:業務用電気温蔵庫の個別要求事項	JIS C 9335-2-49:2005	IEC 60335-2-49(2002)に対応 平成30年11月30日まで有効	J60335-2-49(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2 - 49部:業務用電気温蔵庫の個別要求事項	JIS C 9335-2-49:2005	IEC 60335-2-49(2002)に対応
J60335-2-50(H20) ~ J60335-2-52(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-50(H20) ~ J60335-2-52(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-53(H27)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2 - 53部:サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-53:2015</u>	<u>IEC 60335-2-53(2011)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-53(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 -	JIS C 9335-2-53:2005	IEC 60335-2-53(2002)に対応	J60335-2-53(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 -	JIS C 9335-2-53:2005	IEC 60335-2-53(2002)に対応

	第2-53部:サウナ用 電熱装置の個別要求事 項		平成30年11月 30日まで有効		第2-53部:サウナ用 電熱装置の個別要求事 項		
J60335-2- 54(H20) ~ J60335-2- 58(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 54(H20) ~ J60335-2- 58(H20)	(略)	(略)	(略)
J60335-2- 59(H27)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性 - 第2-59部:電撃殺虫 器の個別要求事項	JIS C 9335-2- 59:2015	IEC 60335-2-59 (2002), Amd.No .1(2006), Amd.No.2(2009)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2- 59(H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性 - 第2-59部:電撃殺虫 器の個別要求事項	JIS C 9335-2- 59:2005	IEC 60335-2-59 (2002)に対応 平成30年11月 30日まで有効	J60335-2- 59(H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性 - 第2-59部:電撃殺虫 器の個別要求事項	JIS C 9335-2- 59:2005	IEC 60335-2-59 (2002)に対応
J60335-2- 60(H20) ~ J60335-2- 82(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 60(H20) ~ J60335-2- 82(H20)	(略)	(略)	(略)
J60335-2- 83(H27)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性 -	JIS C 9335-2- 83:2015	IEC 60335-2-83 (2001),	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>第2-83部:電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項</u>		<u>Amd.No.1(2008)に対応</u>				
J60335-2-83(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-83部:電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項	JIS C 9335-2-83:2007	IEC 60335-2-83(2001)に対応 <u>平成30年11月30日まで有効</u>	J60335-2-83(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-83部:電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項	JIS C 9335-2-83:2007	IEC 60335-2-83(2001)に対応
J60335-2-84(H25) ~ J61558-2-23(H21)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-84(H25) ~ J61558-2-23(H21)	(略)	(略)	(略)
<u>J73001-1(H27)</u>	<u>配線用ヒューズ通則</u>	<u>JIS C 8352:2015</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>J73001-2-2(H27)</u>	<u>配線用筒形ヒューズ通則</u>	<u>JIS C 8314:2015</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J8528-8(H16)	(略)	(略)	(略)	J8528-8(H16)	(略)	(略)	(略)
本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。				本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。			

表 2 . 雑音の強さに関する基準

基 準			備 考
基準番号	表題	本文	
J55001(H27)	雑音の強さの規定	別紙200(H27)	
J55001(H22)	雑音の強さの規定	別紙200	平成30年11月30日まで有効
J55011(H27)	工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法	別紙200の2(H27)	International Special Committee on Radio Interface 規格(以下「CISPR」という。) 11(2009:5th), Amd.No.1(2010)に対応
J55013(H22)	(略)	(略)	(略)
J55014-1(H27)	家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法	別紙202(H27)	CISPR14-1(2005:5th), Amd.No.1(2009)に対応
J55014-1(H20)	家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの	別紙202	CISPR14(1993:3rd), Amd.No.1

表 2 ~ 表 5 (略)

基 準			備 考
基準番号	表題	本文	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J55001(H22)	雑音の強さの規定	別紙200	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J55013(H22)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J55014-1(H20)	家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの	別紙202	CISPR14(1993:3rd), Amd.No.1

	妨害波の許容値及び測定法		(1996)に対応 平成30年11月 30日まで有効
J55015(H20) ・ J55022(H22)	(略)	(略)	(略)

本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

別紙200(H27) J55001(H27) 雑音の強さの規定 (別添のとおり)

別紙200の2(H27) J55011(H27) 工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法 (別添のとおり)

別紙202(H27) J55014-1(H27) 家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法 (別添のとおり)

表3～表5 (略)

	妨害波の許容値及び測定法		(1996)に対応
J55015(H20) ・ J55022(H22)	(略)	(略)	(略)

本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

別紙200 J55001(H22) 雑音の強さの規定 (略)

(新設)

別紙202 J55014-1(H20) 家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法 (略)

表3～表5 (略)